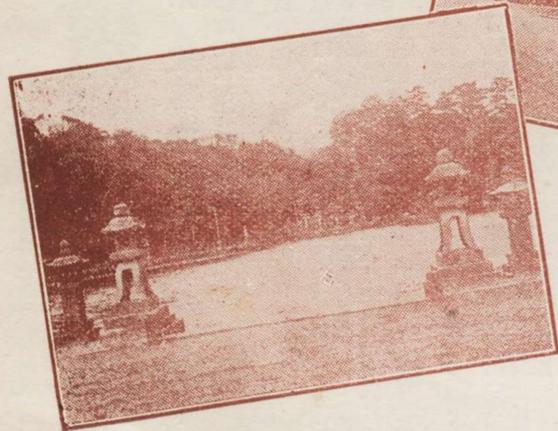
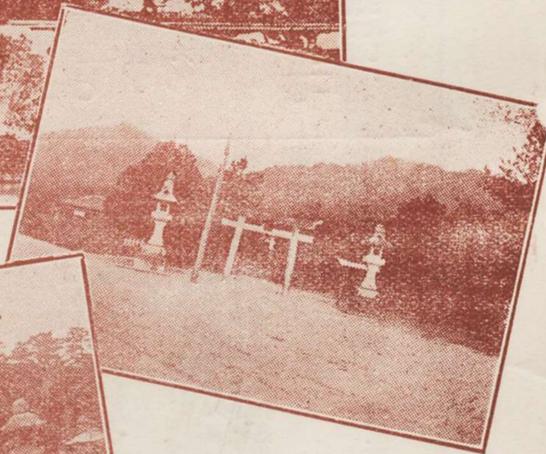


報月萩

號十四第



號月七年六和昭

行發町萩縣口山

昭和六年七月十三日印刷納本
昭和六年七月十五日發行

行

昭和五年五月六日第三種郵便物認可
(毎月一回十五日發行)

第四十號

山口市立図書館蔵

目次

時事提唱	至自	二一
庶政行政	至自	九二
學事	至自	一八九
産業	至自	二〇八
財政經濟	至自	二一〇
軍事	至自	二二二
土木交通	至自	二二四
社會事象	至自	二二七
衛生	至自	三三七
人事	至自	四三七
雜事	至自	四八〇

時事提唱

萩町の特別税戸數割は從來より各納税者の所得總計額に對し税額の十分の六を割當て残る十分の四を各納税者の資産に割當て、賦課し來りたるものであるが就中後段の資産の見立に付ては縣下の各市及町とも多少不備の點があつた爲豫てより之が改正を爲すことを申合せ昨年十二月萩町に於て縣下の市及町の稅務主任者集會を開催し前後三日間に亘り審究討議の末漸くにして資力調査の標準に付協定を遂げ是等の市及町に於ては今後此の標準に依り所得の調査並資産の調査とも合法的に之を行ふこととしたのである一例を示せば土地建物等の不動産は萩町の内外を問はず各納税者の所有全部に就き的確なる調査を行ひ貸金又は所有有價證券等調査の困難なるものは夫々公簿に就き又は其の他の資料に依り之を調査し各納税者の所得及資産とも何れも根據ある査定を爲すこととしたのである其の結果昭和六年度萩町戸數割納税者の課稅標準となる所得の總額は一面財界の不況にも關係して居るけれども前年度の參百貳拾萬八千八百餘圓に對し貳百七拾七萬五千八百餘圓となり又同様に資産の點數は前年度の七拾六萬貳千八百餘點に對し五拾萬九千六百餘點となり其の減少歩合は所得に在りては壹割參分八厘資産點數に在りては參割參分貳厘となつて來たのである斯の如く所得は固より資産に付ても的確なる調査を行ひ特に資産點數に於て著しく其の總點數を減少したのであるから之に對し従前の如く六對四の割合を以て賦課するときは資産一點當の賦課率が甚しく高率となり各階級を通じ其の賦課額に大なる番狂はせを生ずることとなるからして其の中庸を得る爲今回其の配當方法を七對三とするこゝとし六月二十五日の町會に於て萩町特別税戸數割條例の一部を改正することを議決し其の旨を公布したの

である。茲に附言して置きたいのは左の六對四とか七對三とかいふことは納税者各人に付ての割合でないことを了知されて欲しい即ち萩町の戸數割總稅額が十一萬八千九百圓なりとすれば其の七割八千三百二十三圓を各納税者の所得總額に割當て所得一圓に對する賦課率を何錢何厘となし殘る三割三千五百六十七圓を各納税者の資産總點數に割當て資産狀況の一點に付賦課率を何錢何厘とするのであるから各納税者の課稅の割合を悉く七對三とするものではない例へば所得額に比し資産額の多き者ありとし其の納税者の賦課額の割合に就て視るときは七對三を顛倒して三對七となる場合もなきにしもあらずである以上の事情であるから六對四を七對三に改むる爲納税者の各個人に付所得に重きを置くと言ふことは杞憂に過ぎないのである要するに今回縣下の各市及町を通じ協定したる標準に依ることとせば六對四の割合を七對三に改めなければ從來の賦課額に對して無理を生ずる譯であるから下關市宇部市山口市及長府町の如きは既に其の割合を七對三に改めて居ることに鑑みても今回の改正は恰も其の肯綮を得たるものと思ふので茲に本紙を通し讀者諸氏に對し其の正解を煩はす次第である

庶般行政

◎宮廷錄事

◎御陪食 六月三日宮中に於て載仁親王殿下を午餐に召させられ麝香間祇候其の他へ御陪食仰付けられたり

◎御陪食 六月十日正午宮中に於て博恭王殿下を午餐に召させられ特命檢閱使海軍大將加藤寬治其の他へ御陪食仰付けられたり

◎皇族御歸朝 宣仁親王同妃喜久子兩殿下には歐米各國御旅行中の處昨十一日御歸朝相成りたり

◎御祝電 六月十三日佛國大統領ヅウメール閣下就

任に付 天皇陛下より御祝電御發送あらせられたり

◎御親電 宣仁親王同妃兩殿下御歸國に付六月十二日 天皇陛下より英國皇帝陛下へ御親電御發送あらせられたり

◎親任式 六月十七日午後四時親任式を行はせられ陸軍大將宇垣一成を朝鮮總督に任せられたり

◎御陪食 天皇 皇后兩陛下は六月二十日午後零時三十分宮中に於て雍仁親王同妃宣仁親王同妃各殿下を午餐に召させられ海軍大臣男爵安保清種其の他へ御陪食仰付けられたり

◎阿武郡町村長集會

六月十八日午後一時より當町衙に於て阿武郡町村長集會を開催左記事項を附議し午後三時四十分散會せ

- 一、宇田郷村火災義捐金に關する件
- 一、評議員會協議事項
- 一、前小川村長前高俣村長退職に就き記念品贈呈の件

◎第五回萩町會

- 一、阿武郡町村長會々則設定の件
- 一、昭和六年度阿武郡町村長會經費收支豫算の件
- 一、地方行政財政の整理改廢に關する件
- 一、山口聯隊在營兵慰問に關する件
- 一、鐵道省山口建設事務所在勤三村順輔氏退職に付記念品贈呈の件
- 一、次回集會開催に關する件

六月二十五日午後三時より町會開會出席議員二十五名。第四回町會に於て保留となりし萩町特別稅戶數割條例中改正の件及萩町林野條例設定の件外左記の議案を附議し萩町上水道布設の件並之に關連する議案を除き原案の通(一部修正)可決確定午後八時議事を中止し翌二十六日午前十時より繼續町會を開き萩町上水道布設の件並之に關連する議案を一括して第一讀會より第二讀會に移り此の間先進都市に於ける既設水道の現狀を調査する爲休會し更に七月中に於

て繼續町會を開會すること、して午後三時散會した

- 一、萩町上水道布設の件
- 一、自昭和七年度至昭和九年度萩町特別會計上水道布設費歳入歳出豫算の件
- 一、自昭和七年度至昭和八年度萩町特別會計上水道布設費繼續年及支出方法の件
- 一、町公債起債の件
- 一、國庫補助申請の件
- 一、縣費補助申請の件
- 一、道路敷地寄附受理の件
- 一、府縣道萩三谷停車場線線路變更に依る敷地買収の件
- 一、昭和六年度萩町歳入歳出追加豫算の件
- 一、昭和六年度萩町慈惠基金歳入歳出追加豫算の件
- 一、昭和六年度萩町魚市場費歳入歳出更正豫算の件
- 一、菊ヶ濱海水浴場設備に關する件
- 一、區長辭職承認の件
- 一、昭和六年度萩町教育獎勵基金歳入歳出追加更正豫算の件

一、區長決定の件

●萩町助役就任

宮崎宗十氏は六月四日付を以て萩町助役を承諾直に就任せり

●叙任及辭令

- 山口高等商業學校教授 石津 漣
- 山口高等商業學校教授 田付 七太
- 正三位勳一等 大谷 雄介
- 授旭日大綬章 勢多艦長海軍少佐 大谷 雄介
- 補霞ヶ浦海軍航空隊副官 正六位勳四等 能美 留壽
- 正六位勳六等 田中 貢
- 叙從五位 (萩町出身の分) 伊藤 博邦
- 叙正二位 從二位勳一等公爵 伊藤 博邦

山口縣知事 平井 三男

陸叙高等官一等 山口縣知事 平井 三男

地方農林主事 宮崎 宗十

願に依り本職を免す(六月三日付)

體育運動主事 渡部重一郎

山口縣體育運動主事に補す (萩町關係)

●公設消防手任免

任小頭 命第四部附 第四部消防手 田中 市熊
免小頭 第四部小頭 阿武八郎右衛門

●區長異動

無田ヶ原區長 永安 豐太
越ヶ濱第二區長 廣田 甚吉
以上辭職 田中 宗吉

●萩町役場事務監査執行

山口縣内務部地方課前田、藤田、吉村、村中の各縣屬は六月十日來廳し役場内各課の事務監査を行ひ原田地方課長は同十一日より臨場し翌十二日は林町長と共に萩魚市場、越ヶ濱上水道各學校其の他本町施設事業の全般に涉り詳細巡視を遂げ十三日午後六時より事務監査の結果に付原田地方課長の講評ありたり

●昭和五年國勢調査

六月三十日内閣告示第三號を以て昭和五年國勢調査の結果に據る昭和五年十月一日現在の道府縣郡島嶼市町村別の人口を發表せられたるもの、内山口縣關係郡及市の人口數左の如し
因に昭和五年十二月廿五日内閣統計局發表國勢調査速報に於ては萩町總人口を三万二千百〇四人とありたるも其の後精査の結果今回の發表に於て三萬二千

百〇六人となれり
括弧内の數字は總現在人口中部隊艦船及刑務所内に
在りたる人員を示す

内地人口總數

六四、四五〇、〇〇五人

山口縣人口總數

(二六九、四一三)

下關市

一、一三五、六三七人

宇部市

(三、一一二)

山口市

九八、五四三人

大島郡

(八七二)

玖珂郡

六一、一七二

熊毛郡

三三、三八五

都濃郡

(一、九一五)

佐波郡

五六、八二五

吉敷郡

一四六、八三〇

熊毛郡

(二八三)

都濃郡

七七、一三四

熊毛郡

一〇七、八六〇

佐波郡

(三)

吉敷郡

八二、八〇二

吉敷郡

七八、七五八

(三九)

厚狹郡

七五、九一五

豐浦郡

一二〇、六四七

美禰郡

四一、八四五

大津郡

五〇、八五五

阿武郡

一〇四、〇六六

山口縣内人口一万以上を有する町村

萩町

三二、一〇六人

防府町

二四、三七三

徳山町

二二、七四八

彦島町

二一、五二五

小野田町

一六、八一三

柳井町

一五、八五九

麻里布町

一二、六四五

岩國町

一二、四七六

岩國町

(二八三)

六月月中發令の主要法規

●國の法規

◎五月三十日法律第六十四號を以て著作権法中改正の件公布

◎五月三十日勅令第二百一十一號を以て公立學校職員年功加俸令中改正の件公布

◎六月十日大藏省令第十五號を以て昭和六年六月三

厚狹町	一一、八一
長府町	一一、一〇五
中關町	一〇、七七八
下松町	一〇、一七四
深川町	一〇、〇六一

●感謝

一、宅地三坪五合 上野區 中村 勇吉
右上野區内町村道目代新川線の敷地として寄附
茲に其の厚意を感謝す

十日限り満了すへき煙草小賣人の指定期間は煙草賣捌規則第二條の規定に拘らず昭和七年六月三十日迄之を延長することを得るの件公布

○齊五日大藏省令第七號を以て煙草賣捌規則を公布

○六月十六日司法令第十六號を以て養蠶實行組合登記取扱手續制定の件公布

○六月十七日文部省令第十七號を以て小學校令施行規則中改正の件公布

○六月十九日勅令第三百三十八號を以て簡易生命保險令中改正の件公布

○六月十八日軍令陸第一號を以て砲兵觀測徽章及砲兵通信徽章制式の件公布

○六月二十二日勅令第四百四十四號を以て學校齒科醫及幼稚園齒科醫令の件公布

○六月二十三日勅令第四百四十八號を以て市町村立小學校教員加俸令中改正の件公布

○六月二十九日大藏省令第二十三號を以て無盡業法施行細則の件公布

○六月二十九日商工省訓令第三號を以て輸出組合法及同法施行規則施行に關し取扱方の件公布

○六月三十日內閣告示第三號（六月三十日付官報號外に登載）を以て昭和五年國勢調査の結果に據る昭和五年十月一日現在の道府縣郡島嶼市町村別人口の件公布

○六月三十日勅令第六十八號を以て昭和六年法律第三十一號米穀法中改正法律施行期日の件公布

○六月卅日勅令第百半號を以て米穀施行令の件公布

縣の法規

○六月九日山口縣令第三十一號を以て明治四十一年三月山口縣令第十六號縣社以下神社神職俸給規則中改正の件公布

○六月九日山口縣條例第九號を以て大正十二年三月山口縣令第三十六號山口縣吏員俸給令中改正の件公布

○六月九日山口縣告示第三百九十七號を以て山口縣中等學校教員研究助成金交付規程の件公布

○六月十二日山口縣令第三十二號を以て昭和四年三月山口縣第卅令九號山口縣穀物検査手数料徵收規

則中改正の件公布
○六月十二日山口縣告示第四百四號を以て昭和四年三月山口縣告示第二百六十一號穀物検査規則中改正の件公布
○六月十二日山口縣訓令第十七號を以て大正十五年九月山口縣令第六十五號公立學校職員年功加俸に關する取扱手續中改正の件公布
○六月二十六日山口縣令第二十六號を以て大正十四年七月山口縣令第五十四號山口縣魚市場規則中改正の件公布
○六月二十六日山口縣令第三十七號を以て大正十五年七月山口縣令第八十八號小學校令施行細則中改正の件公布
○六月三十日山口縣訓令第十八號を以て大正十二年一月山口縣訓令第一號縣收入證紙取扱手續中改正の件公布

萩町告示の主なるもの

○萩町有給吏員給料額に關する件

- 萩町名譽職員費用辨償額に關する件
- 萩町有給吏員旅費規程中改正の件
- 萩町特別稅戶數割條例中改正の件（別掲）
- 町村道路變更認定の件
- 印紙稅集合検査の件
- 町會招集の件
- 昭和六年度萩町歳入歳出追加更正豫算の件
- 蠶種繭賣買取縮規則周知の件

學事

實業補習學校職員異動

明倫尋常高等小學校訓導 原 惣 和
兼萩町立明倫實業補習學校助教諭に任す
六月二十九日付 山口縣

町立萩商業學校生徒本

籍別調

六月一日現在町立萩商業學校在學生徒の本籍別左の如し

區別	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	計
萩町	五三	四九	五三	五三	四六	二五四
阿武郡	二四	一五	一〇	一七	五	七一
(萩町を除く)						
大津郡	九	八	一〇	七	七	四一
美禰郡	一	三	一	一	一	五
豊浦郡	四	一	一	二	二	一〇
厚狹郡	七	五	一	一	一	一四
吉敷郡	一	一	三	二	一	八
佐波郡	一	一	一	一	二	二
都濃郡	一	一	二	一	一	二
玖珂郡	一	一	一	一	一	二
大島郡	一	一	一	一	一	一
下關市	一	一	二	一	一	四
宇部市	一	一	一	一	一	三
他府縣	六	六	二	四	五	二三
朝鮮	一	一	一	一	一	一

合計 一〇七 九一 八六 八六 七一 四四一

阿武郡女教員會

六月七日明倫小學校に於て阿武郡女教員會を開催郡内各町村より來會者百九名。午前八時開會左記行事を終り午後四時散會せり。

- 一、會員の研究發表及視察報告
- 二、明倫小學校の一般授業及指定授業參觀
- 三、希望社専務講師糸井富子女史の講演

阿武郡第一部教員會

六月十四日午前八時半より明倫小學校講堂に於て阿武郡第一部教員會を開催せり。第一部に屬する萩町及三見明木川上佐々並六島見島の各村より出席者百七拾五名。左記行事を終了し午後四時散會せり。

- 一、會員の研究發表
 - 立野校 野村校長
 - 明倫校 山本訓導
 - 椿東校 平田訓導

- 三見校 財滿訓導
- 佐々並校 中村教諭
- 木間校 佐々木校長
- 山口高校 匹田教授

明倫小學校六月中の行事

●明倫母の會 六月九日第三回明倫母の會を萩町公會堂に開催せり。午後二時田中明倫校長開會を宣し、全員默想中明治天皇御製レコード奉奏、國歌合唱、宮城遙拜、勅語奉讀の後、希望社専務講師糸井富子女史は「幸福に生きるの秘訣」と題し約三時間に亘りて、人生の眞の幸福、母性の修養と家庭の淨化、婦人の使命等自己の思索及体験を語り、多大の感動を與へ午後五時盛會裡に閉會せり。

●体操實地研究會 明倫小學校に於ては、六月十日本縣体育主事渡部重一郎氏を聘し体操實地研究會を

開催せり。當日午前中は尋二以上各學年より一學級宛体操實地授業を行ひ其の批評を求め、午後は指導講話及實技練習を行ひ同六時閉會せり。渡部主事は体操につき最も遠詣深く其の指導は適切にして懇篤なるものあり。附近町村よりも數十名の參加者ありて最も有益なる催しなりき。

●來校視察者 六月中に於ける本校來校視察者の主なる者左の如し

- 鹿兒島縣清水小學校中島利雄外五名、三隅明倫小學校坂田義亮外教員兒童百十六名、廣島縣西城小學校長伊藤孝彦外七名、下關向山小學校、重村實惠外教員兒童四百二十名、大津郡神田小學校上田士良外教員兒童七十名、軍艦多摩乘組員六十名、福岡縣直方小學校教員兒童六百名、山口高女教諭清水裕外生徒二百名、厚狹高女教諭原武雄外生徒九十四名、山口野田高女教諭野村吉三外生徒七十七名、松崎小學校長上利恭助、廣島縣吉和小學校長

佐藤養吉外五名、前代議士三隅哲雄外縣下青物市場理事者三十名、縣体育主事渡部重一郎、三見校長田中惣一外附近小學校教員三十名

山口縣地方課長原田知壯外十名、廣島縣比婆郡庄原小學校訓導渡邊克己外六名、山口高等學校教授匹田直、佐賀縣北方小學校訓導庭木孫之助、全山崎順吉、岡山縣山田小學校長妹尾清一郎、山口縣視學官武智啓次郎、弘中原田兩視學、渡邊体育主事、水沼社會課長、池田縣屬、清水谷學務課長外一名、熊毛郡上關小學校長清力俊亮、廣島控訴院檢事和田順之全地方裁判所檢事正古森幹枝、文學博士境野黃洋日本醫科大學醫員高須令三外一名、廣島縣安藝郡教育會主事佐々木壽三郎、先憂會常務幹事村田靜太郎、長野縣須原小學校長降旗敏磨

●椿東小學校六月中の行事

●椿東小學校學友團部落別自治會 六月十九日午後一時より椿東學友團自治會より各部落別に集合開催し既定必行事項の反省整理、部落に於ける奉仕作業

及共同學習の打合せ等を行ひたり

●椿西小學校六月中の行事

●高等科兒童修學旅行 高等科第一二學年兒童六十六名は栗山、白井、久志訓導に引卒され六月一二日の兩日山口市及下關市方面へ修學旅行を行ふ

●齶齒豫防デー 六月四日齶齒豫防デー當日齶齒豫防に付講話する所あり又全校兒童に就き調査を行ひたる成績概要次の如し

調査人員

齶齒ある者

全上百分比

四二一

二七八

六六%

右の内最も齶齒を有するもの多きは尋一にして九十五パーセント之に次ぐ尋二、三の七十三パーセントなり

●螟蟲驅除奉仕作業 六月十二日尋常科第四學年以上の兒童は各々部落擔任教員の引卒指導に依り各部落毎に苗代の螟蟲驅除を行ふ

●兒童不時用傘備付 本年新入學兒童の入學記念として寄附せられたる内を以て傘三十本を備付く茲に謹

みて厚意を謝す

●白水小學校六月中の行事

●白水小學校兒童修學旅行 同校尋六男女兒童八十七名は六月四日湯本方面へ高二男女兒童六十三名は六月四、五の兩日關門及八幡市方面へ修學旅行を行ひ裨益する所が大であつた

●白水小學校「時の記念日」行事 六月十日「時に關する記念講話」を行ひ兒童から募集したポスター及標語を展示した

●萩中萩商聯合青年對抗陸上競技大會

六月二十一日午後一時より萩商校庭に於て萩中、萩商、聯合青年團對抗陸上競技大會を開催せり。

種目は百米、四百米、二百米ロープ、千五百米、一萬米、八百米リレー、砲丸投、圓盤投、走巾跳、走高跳、棒高跳の十一種目にして、採點の結果萩商一等、聯合青年團二等、萩中三等となり優勝旗

は萩商の有に歸したり。此の日朝來暗雲低く垂れ氣遣はしき天候なりしが、午後三時頃より驟雨沛然として至る。されど選手の意氣益々加はり滿場五千の觀衆は異常の緊張を以て終始せり。此の日に於ける萩町空前の壯舉は多大の成果を收め午後六時無事大會を終了せり

●椿東女子青年團月例会

六月二十七日午後一時より椿東校階上に於て開催團員六十一名集合唱歌合唱、淺野副團長の衣服の汚點抜き及耳下腺炎手當に關する指導、來る七月十日椿東校保護者會に於ける後援バザーの打合せに引續き教育勸語煥發、並に令旨奉戴記念事業として完成されたる椿東區内の史蹟及名士墓所案内の爲立札建設の整理として一同史蹟、墓所を巡回し河村校長の説明を聴きつゝ墓參を爲し解散せり

産 業

●海外通商組合事務開始

縣下に於ける移輸出業者を以て組織せる海外通商組合は四月創立總會を終り左の通外務員を駐在せしめ六月十二日より事務開始の旨通知ありたり

記

一、駐在員宿所内其の氏名

大連市聖徳街一丁目四八 磯部 龍輔

二、事務所

大連市浪速町大連輸入組合内

三、外務員利用に付ての注意

組合員にして外務員を利用せむとするものは左の點に付留意されし

- 1、商品見本は多量に送付せず最少限度に於て必要な數量を送附すること(但し形状、サイズ等異なるものは其の各種を送付すること勿論なり)
- 2、取引に必要な説明書を送付すること(手紙にて通信しても可なり)
- 3、見本に對する型録、宣傳印刷物等あらば共に送付すること

4、各見本の値段は總て大連沖渡の値段を通知し置くこと

5、値段は總て結着の處を通知し置くこと
備考、組合に加入の希望者あらば町勸業課に就き照合せられたし

●養兔に關する協議會開催

六月二十九日午後一時より町役場樓上に於て左記事項に關し協議會を開催神野縣技手、井上縣駐在技手本町内各小學校實業補習學校農業教員宮崎助役學務課長並勸業課員一同研究討議の末近く其の實行に着手することなれり

協議事項

- 一、家庭に於て小學校兒童に對し養兔飼育の獎勵を爲す件
- 一、種兔に關する件
- 一、同上販賣に關する件
- 一、同上賣上代金に關する件
- 一、兒童の父兄と學校との間連絡に關するの件

●産業と観光の大博覽會

昭和七年四月十二日より同年六月五日迄五十五日間石川縣金澤市に於て産業と観光の大博覽會を開催に付多數出品方金澤市長より依頼し來れり因に同博覽會長より萩町長に對し地方委員を囑託せり

●萩町養蠶飼育状況

本町に於ける春蠶の飼育は木間區を除く外は全部六月六日上簇を終り何れも成績良好なり

因に飼育法別及補温の状況左の如し

(一)飼育の方法

飼育の方法	飼育戸數	掃立數	量
割桑育	一〇戸	六〇瓦	
割芽育	一三六戸	一、七〇〇瓦	
條桑育	六九戸	一、三〇〇瓦	
計	二一五	三、〇六〇瓦	
内特殊飼育を行ひたるもの		三、〇〇〇瓦	
飼育法	飼育戸數	數	二千四百十量

散土育

三戸

四五瓦

障子育

二戸

四二瓦

函飼

二五戸

二〇〇瓦

計

三〇戸

二八七瓦

(二)補温の方法

補温の別

使用延戸數

一、木炭を使用するもの

一二五戸

二、練炭を兼用するもの

九〇戸

●萩町養蠶成績

本春町内に於ける春蠶は桑園の改殖其の他の都合に依りて掃立の數量に於て一百枚を手控へたるも飼育中の経過極めて良好なりし爲左の成績を收めたり

一、掃立總枚數	四百六十五枚
内 黃繭種	四百三十七枚
白繭種	二十八枚
一、飼育戸數	二百二十七戸
一、一戸當平均掃立枚數	二枚
一、一戸當平均正繭收穫量	十四貫三百九十匁

一、總收銷量 三千四百十貫
 內黃繭種 三千〇四十貫
 賣上金高 九千四百五十二圓
 白繭種 二百二十七貫
 賣上金高 六百五十八圓三十錢
 屑物 百四十二貫
 賣上金高 百六十八圓
 一、同上賣上高總計 金壹萬〇貳百七拾八圓參拾錢

蠶種賣買免許證下付

六月十二日山口縣告示第四百十一號を以て蠶糸業法施行規則第八十五條に依り蠶種賣買免許證を交付せられたる者の内萩町關係の者左の如し

萩町大字土原 今岡久次郎

鑛區登錄

鑛業法に依り試掘願を許可せられたるもの、内萩町關係の分左の如し

登錄番號山口三、七〇八號 鑛區所在地萩町川上村
 鑛種銀、銅、面積三三三、八〇〇坪 鑛業權者住
 所氏名 大阪市北區宗是町 日本窒素肥料株式會
 社 許可及登錄の月日 昭和六年五月十八日

玉江浦の漁船競漕

毎年六月二日玉江浦辨天神社祭禮當日に行はる漁船競漕は本年も天氣清朗に恵まれ海波穩かなりしかば例年と同様人出も多く約壹万餘人に達し何れの選手も元氣旺盛にして往復約五哩の航程を四十五分間にて歸着し其の決勝は上組角屋組中間組下組の順序となり滞りなく行事を終了せり

昭和六年六月中萩港輸出入貿易

品名	價	格	噸	量	仕向地
蜜柑	三二〇圓			四	關東州

漬物 一 全
 罐詰 一、二四六 一八 全
 漁網 一〇 〇 全
 竹材 五五〇 三三 全
 木材 二、一一七 一〇六 全
 其他 一〇 〇 全
 計 四、三三三 一六一
 一月以降累計 一四、三三八圓 五六三噸
 輸入之部 一月以降無し

昭和六年上半期萩港外國貿易の概観

萩税關支署

本年上半期の萩港外國貿易額は輸出一万四千三百三十八圓輸入皆無で前昭和五年の全期に比し輸出三割五分減輸入全減輸出入合計四割八厘減といふ成績であつた。

減退の主因は第一に木材の三割五分減(本年九、二四

七圓)と夏橙の七割六分減(本年一、二九四圓)が最も影響して居る譯で總額から觀た成績は決して良好とは云ひ得ないが仔細に内容を検討して觀ると先づ全体の輸出品目が昨年の夫れに比べて五品を増加し十七品を算する點や昨年今期に輸出皆無の竹材、菓製品、玩具、其の他の食料品等が本年各相當額を示せる點である即ち量を措いて質より觀たる貿易關係は寧ろ喜ぶべき現象といふべきであつて全國的輸出の巨減乃至對支貿易の出入超過の逆轉等より考察すれば思ひ半に過ぐるものがあらふ。

由來不況の支持挽回には餘程の困難を伴ふものであるが殊に本年夏橙の大被害や、銀相場の不勢、一般商品の生産減並市況の不振等凡ゆる環境の不利に禍されながら尙能く之を凌いで是迄に喰ひ留め得たことは運輸機關の不備と生産經濟の貧弱な萩町としては特筆に値すべきものともいふべく之れ一に町當局商工會、運輸業並に一般貿易業者各位の眞剣な努力の効果たるは云ふ迄もなく又一面全町一致の隠れたる後援の力も共に看過し難いものといふ外はない。翻つて今後の狀勢如何と觀るに山口縣輸出組合の成

立、滿洲見本市の開催、滿蒙及朝鮮の開発等外面的に伸張の氣運が醸成せられつゝあると共に内面的には山陰本線の全通も目捷に迫り工場誘致を一の前提とする上水道設置計畫も町議に上程され萩町經濟的發展の根幹は非常なるスピードを以て脚下に蔓りつゝある模様である。

併し乍ら熟柿と牡丹餅の落ち来る割合に比して越禪期待に外れ齋に油揚を掠はるゝの例も比較的に多い最近當地一部の人々から開港たる萩港に輸入皆無といふことは無いといふ疑問を寄せられる向も少くないが是れは全く船便の關係に依るもので實質的には外國産品の當町輸入は目下下關方面を通じて相當額に上る見込である、殊に山陰線全通の曉には針路一轉境方面からの流入を見ないとも限らない、要は半歩を先じて來るべき取引系統の混線に備ふるのが刻下の急務であるが夫れに就いては一般貿易業者の人がいまだ十分貿易上の法令に不徹底の憾もあらふし又當局に於て事情不明の點や其他貿易上改善協調を要すべき點も相當少くないこと、思はれるので此の際關係諸方面の相互研究といふことも喫緊事たる

を失はないのであらふ

●昭和六年六月中町立萩魚市場賣買取扱高

區分	本月分賣買取扱高	年度内累計
萩魚市場	二、一九四二〇	二七、〇五九、九三〇
越ヶ濱出張所	一四、三〇三、五〇〇	四、四六六、〇一〇
玉江出張所	五、五六二、二〇〇	一七、三八三、〇二〇
計	四、〇六八、八三〇	一、九〇八、九五〇

●六月中の氣象

氣温平均 最高氣温 最低氣温 雨雪量
 二三四八四 二五、六〇 一六、五六 一〇七糶七〇

●六月中風向觀測

北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	靜穩	最多方向
1	1	1	1	1	1	3	7	1	靜穩

●六月中天氣類別日數

種別	快晴	晴	曇	雪	霰	雹	濃霧	雷雨	地震	暴風	最高度	最低度
日數	一〇	四	一六	1	1	1	1	1	1	1	二	二

●六月中萩町物價

品名	本月中平均物價	前月に比し騰落
中米(白米)	一石 一六〇〇〇	落
裸麥(精白)	一石 一三〇〇〇	落
大豆	一石 一四、〇〇〇	落
白味噌	一貫 七〇〇	落
清酒(中等品)	一石 八五、〇〇〇	落
白砂糖(洋)	百斤 一八、五〇〇	落
赤砂糖(洋)	百斤 一五、〇〇〇	落
鯉節(土佐)	一貫 一二、五〇〇	騰
牛肉(中等品)	百斤 六二、五〇〇	落
鶏卵(地卵)	百個 二、〇〇〇	落
牛乳	一升 七〇〇	落

●今月の園藝行事

下種 野 菜
 美濃早生大根、夏蒔甘藍、子持甘藍、夏蒔人參、花椰菜、菜豆等

定植 葱
 瓜類の露菌病、炭疽病、蔓割病等發生前に四斗式石灰ボルドー液を撒布し豫防をなす
 偽瓢虫、夜盗虫、瓜守等は砒酸鉛二十匁―三十匁にカセイン石灰十匁を水一斗に溶かして撒布し驅除をなす
 蚜虫青虫は硫酸ニコチン、ネオトンドリス石鹼等を撒布して驅除す

果 樹

剪定 夏期剪定

病虫害 柑橘類の他に類介殼虫等に機油乳劑又は石灰硫黄合劑〇、三度液を撒布する柿の蒂虫

養虫は砒酸鉛を撒布して驅除を爲す

花 卉

下種 サイネリヤ、ブルムラ、カルセオラリヤ、ストック

肥培 菊、朝顔の肥培をなす

病虫害 菊、朝顔の病害發生前石灰ホルドー液を撒布して豫防をなす

蚜虫(あぶらむし)又は、さばわ(の)の驅除は硫黄ニコチン煙草粉末等を撒布す

備考

御不審の點は御遠慮なく關係區長役場を経て其の旨を申出で下さい又火木土曜日午後三時より午後五時迄特別の用務のない限り産業相談所にて勤務致しますから直接御申出でも差支無之ゆへ御利用下さい

◎「緑肥の施用法」の小冊子配付

六月三十日本縣内務部長より「緑肥の施用法」と題する小冊子を送付し來れるに依り萩町農會を經營業者に配付すること、せり各位は之を熟讀吟味して緑肥の改良増殖を計り合理的農業經營に勤め以て所期の目的を達成せられたきを望む

財政 經濟

◎萩町特別税戸數割條例 中改正條例

萩町條例第五號

本町會の議決を経萩町特別税戸數割條例中改正條例左の通定む

萩町特別税戸數割條例第三條中戸數割總額の十分の四とあるを十分の三に改む

附 則

本條例は昭和六年度分より之を施行す

昭和六年六月二十六日

萩町長 林 勇 輔

◎萩町第一次家屋稅調查 委員會

萩町昭和六年度第一次家屋稅調查委員會を六月四日町會議事堂に於て開設調査員全部出席提案を附議したる後議案審査の爲五日より七日迄三日間委員會を休止し八日再開縣の宣定したる原案に對し約八分を減額したる左記修正案の通り決定せり

金六拾七万四千參百七拾八圓 賃貸價格總額

◎家屋稅第二次調查委員會

六月二十一日午前九時より阿武郡を區域とする第十區家屋稅第二次調查委員會を本町役場議事堂に開設調査委員全部出席、菊池縣庶務課長を議長として議事を進行し正午閉會せり

◎自轉車鑑札を無効と爲したる者

六月中紛失の届出に依り新鑑札を交付し無効の處分を爲したる自轉車舊鑑札番號及住所氏名左の如し

舊鑑札番號 事由 住 所 氏 名

八八一六〇 紛失 唐樋町區 西山 信一

九五六九八 全 前小畑第一區 中屋仁三郎

◎昭和六年度五月分納稅成績

五月分の納稅金は國稅田租第四期分縣稅雜種稅及同町稅附加稅の三種にして内田租は全部完納雜種稅の本稅及附加稅を完納したるものは左記十九區なり

川島第一區 川島第三區 土原第一區 土原第二區

區 江向第一區 平安古町第二區 堀内第一區

堀内第二區 河内區 笠屋區 沖原區 霧口區

雜式町區 青海區 東木間區 西木間區 北木間區

區 山田第二區 小原區

軍事

白水小學校々庭にて 山田分會

●陸軍簡閱點呼

昭和六年度陸軍簡閱點呼に於ける萩町の日割場所等左の如し

- 日 時 點 呼 場 參會區域
- 八月十八日午前七時三十分 明倫小學校 萩分會
- 八月十九日全 全 椿分會
- 八月二十日全 全 山田分會
- 八月二十日全 全 椿東分會
- 八月二十日全 全 越ヶ濱分會
- 因に點呼參會者の爲左記の通點呼豫習教育を施行す等なり
- 八月十五、十六、十七日午前五時より全七時迄 明倫小學校々庭にて 萩分會
- 八月十八、十九日午前六時より全八時迄 椿東小學校々庭に於て 椿東分會
- 八月十八、十九日午前七時より全九時迄 明神池畔にて 越ヶ濱分會
- 八月十日より一週間の豫定(時間分會より近々通知す) 椿西小學校々庭にて 椿分會
- 八月十六、七日午前六時より全八時迄

●簡閱點呼執行官

本年度山口聯隊區内己區(阿武、大津郡山口市)の點呼執行官及附屬下士の氏名左の如し

- 陸軍歩兵少佐 藤島繁樹
- 陸軍輜重兵曹長 和田九一

●海軍豫備員進級

濱崎新町第二區

海軍豫備一等兵曹 白石 孝夫

●現役兵入營

左記の者は現役兵として六月一日輜重兵役第五大隊へ入營せり

- 御許町第二區 輜重輸卒 宮川 繁雄
- 越ヶ濱第三區 全 杉本 金治

左記の者は海軍主計兵として六月三十日吳海兵團へ入營せり

江向第四區 高村金壽郎

●海軍志願兵入團

左記の者は頭書の通海軍志願兵として採用せられ六月一日吳海兵團へ入團せり

- 水 兵 霧口區 中原道久
- 掌電信兵 中津江區 木下榮造

●海軍准士官の轉役

左記の者後備役滿期六月一日退役となれり

●現役兵補缺

左記の者現役兵補欠として六月十日輕重兵第五大隊へ入營を命せらる

- 香川津東區 輜重輸卒 長田 德藏

●兵役免除

左記の者は兵役法第二十一條に依り頭書の日付を以て兵役を免除せられたり

- 五月十四日付 大屋區 陸軍輜重兵一等卒 伊藤 武雄
- 六月二十日付 江向第四區 海軍三等機關兵 村木 市郎

●教育召集

左記の者は六月二十二日より九十日間野砲兵第五聯隊へ教育召集を命せらる

- 鶴江第一區 第一補充兵役重砲兵 吉村 勘一

●勤務演習召集

左記の者は六月二日より二十一日間工兵第五大隊へ勤務演習の爲召集せらる

- 鶴江第二區 豫工一 石丸 正作

全 小數 武槌
左記の者は六月九日より二十一日間電信第二聯隊へ
勤務演習の爲召集せらる

船津區 豫工幹部候補生 小田 好長
左記の者は六月十六日より二十一日間歩兵第四十二
聯隊へ勤務演習の爲召集せらる

川島第二區 豫歩幹部候補生 藤村 五郎

土原第一區 全 中原 壽

椿町區 全 藤田傳三郎

沖原區 全 國守 忠義

●軍艦來航

六月二日午前七時軍艦多摩萩入港海軍機關學校生徒
六拾名上陸萩史蹟を見學し午後六時出港せり

●海軍生徒召募

昭和七年度召募せらるべき海軍生徒採用豫定員數左
の如し

海軍兵學校

百三十名

高林金壽

海軍機關學校 四十名
海軍經理學校 十五名

(一) 志願者の年齢 十一日開工
大正二年四月二日より大正五年四月一日迄に出生
の者

但し海軍經理學校生徒志願者は明治四十四年四月
二日より大正五年四月一日迄に出生の者

(二) 志願者の學歷

制限なし

(三) 志願書提出期日

海軍兵學校及海軍經理學校志願者に在りては昭和
六年十月十日迄に海軍機關學校志願者に在りては

昭和六年九月三十日迄に何れも左の書狀を當該學
校の海軍生徒採用試験委員に提出すべし

志願票 二通

志願者戸籍謄本 一通

右の外詳細は萩町役場兵事課に就き承知されし

土木交通

萩町長は六月三十日付を以て左の通各區長に對し通
牒を發したり

●萩町上水道布設に就いて

上水道布設に付申請を爲す理由

萩町は郊外地を除く外の市街地は地層の關係上到る
所水質最も悪しき爲比較的衛生思想の向上せるを認
むるに拘らず年と共に消化器に由る傳染病及普通の
患死者を増加し來れることは統計の示す通である加
ふるに期年ならずして山陰本線鐵道全通を告げ今又
萩より山口を経て防府に至る省營バスの開業が實現
するに連れて萩町内に一步を踏み入るゝ者を累加せ
むとするときに方り第一の條件となるものは水質の
良否であること亦争はれぬ事實である然り而して萩
町は良水を得ることが困難なる所であれば別問題で
あるが幸にも郡内四十二平方里を流域として流れ來
れる阿武川を包容し早魃時に於ても約六十個の水量
が漫然として海水化する程多量にして且清冽なる水
質を有して居るのである此の事柄よりするも萩町に
上水道を布設することの緊急必須なりと言ふは自明

の理なりと謂ふべきである豈んや天恵に富みたる萩
町の淨地にして工業原料にも富み將來に於ける工業
用水供給のことを稽ふるとき思ひ半はに過るものあ
りと思ふのである

右の理由に依り曩に町會の議決を経て昭和五年度
より上水道布設の調査に着手し水源池淨水池配水鐵
管の布設消火栓の設置等に至るまで夫々設計計劃を
定めたのである之に依る想定給水區域は萩區川内
に在りては其の全區に涉り川外椿東區に在りては上
野區より鶴江區及後小畑區に至る間、岡椿區に在り
ては大屋區より青海區に至る間、同山田區に在りて
は玉江全區より玉江浦區を経て倉江區に到る間と爲
し合計大小鐵管を通し其の延長十八里八町餘に及ん
で居るのである而して淨水池には停電等の場合と雖
十時間を程度とし供給し得る水量を蓄積するものと
し平地より約百八十尺の高地に之を設くるものなる
を以て市街地等平地に於ける水勢は相當の壓力を有
し噴水高度最高百五十尺以上に及び特に連擔地には
一町を距る毎に消火栓を設くることとしてあるから
火災防止上に於ても裨益あること鮮少でないのであ

以上設計調査の結果工事費概算を八拾万圓と爲し之に對し國庫より工事費の四分の一縣費よりも同様四分の一の補助を受けることとし水道條例なる法律の定むる所に依り萩町上水道布設目論見書なるものを作成し本町都市計劃調査委員會に附議した所審議の末本工事を遂行することとして今回町會の議に附することとなつたのである

右に對し曩に本町區長聯合會代表者の名を以て上水道は必要であるが目下財界不況の今日之を促進することは爲に町民の負擔を重課せしむることとなり再考して貰ひたいと言ふ陳情書を萩町長及萩町會議長へ宛提出し來りたるである固より今日の財界に於て之を遂行する事は熟考を要すべきものには相違なきも政府に於ては近く補助事業を打切る内議もある次第なので其の打切決定前に於て起業の意思を發表する爲其の申請を爲し置くことは本町の爲利益あることと信するのである

然らば上水道を布設することとし前記の目論見書に依り許可があつたとして直に工事に着手するもの

であるかと言ふに此の上水道布設に付ては國庫及縣の補助を受けねばならぬ又工事は三箇年間に終了するとしても國庫及縣の補助は十箇年以上に渉るものであるから工事費の大部分は之を公債に仰き財源とせねばならぬ關係上等の總てが許可にならなければ工事に着手することの出來ぬのは言を俟たぬのである言葉を換へて言へば補助が著しく減額せらるゝとか公債が許可せられなければ遺憾ながら上水道工事を無期延期にするの外ないのである尙巷間に於て前陳の目論見書は其の費額が尨大であるとかの聲を聞くが是とも決して尨大の費額を計上してはないけれども今後數箇年間に渉れる物價の變動か如何に移り行くかは不明であるから己往に於ける諸物價の平均を取り之を計上してある爲今日の現在に比較するときは多少高額の嫌なきにしもあらずである假に之を今日の最低下の物價に見積り工事費を甚しく減少することとせば國庫及縣は設計豫算の範圍内に於て補助さるゝ例ひであるから豫算に比し精算額が超過することありとも之に對しては補助を受ける事が出來なく結局は補助歩合が減少し財政上町に於て不

利益を蒙ることとなる譯である

又前陳の目論見書は執行力のある豫算ではなく大體の計劃方法を定めたるものに過ぎぬから今後に於て上水道工事なり補助なり起債なりか悉く許可になつた曉に在りては更に町村制第百十三條第一項及町村制施行規則第三十三條に依り新に上水道布設に關する豫算を編成し事業を執行するものである従つて總ての人員費及物價等の如き其の會計年度毎に的確なる見積りを爲し重て其の豫算を議決し之に依り事業を執行せねばならぬ即ち目論見書の八十萬圓にのみ重きを置くことは聊か取越し苦勞の如くに感ぜらるゝのである要するに上水道は何れの年度に於て工事に着手するとしても之か爲町民の負擔を或る程度以上に増加することは絶対に避けねばならぬ出來得る限り負擔を少くし基本財産を繰入るか又は現に實行中の財産積戻しを中止し之を上水道費に繰入るゝ等の方法を講し苦痛を感ぜざる程度に於て此の百年の大計を完成し衛生施設を改善すると共に火災警防上に於ても遺憾なからしめたいことを念するものである

社會事象

◎職業紹介事務局長更迭

山崎福岡地方職業紹介事務局長は六月三十日附依頼免本官に伴ひ左記の通任命ありたり

地方事務官 倉 橋 定
 任職業紹介事務局事務官
 補福岡地方職業紹介事務局長

◎山口縣方面委員囑託

從來の方面委員制は今般縣の事業として繼承し實施さるゝことになりたるに依り本月一日當役場樓上に於て萩町方面委員會開催縣より囑託書を交付し事務の打合を爲せり

方面委員の氏名及其の受持區域左の如し

受 持 區 域	氏 名
川島第一區、同第二區、同第三區	井山 藤一
土原第一區、同第二區、同第三區	三好 信義

橋本町區、御許町第一區同二區、
 唐樋町區
 江向第一區、同第二區、同第三區
 同第四區
 河添第一區、同第二區
 平安古町第一區、同第二區、同第三區、南古萩町區
 堀内第一區、同第二區、南片河町區
 北片河町區
 吳服町區、油屋町區、古魚店町區
 春若町區
 今魚店町區、樽屋町區、細工町區
 戎町區
 瓦町區、米屋町區、西田町區、東田町第一區、同第二區、津守町區
 上五間町區、下五間町區、熊谷町區
 吉田町區、古萩町區、今古萩町區
 北古萩町第一區、同第二區
 濱崎町第一區、同第二區、同第三區
 同第四區、濱崎新町第一區、同第二區
 區東濱崎町第一區、同第二區

山中 三吉
 馬屋原五郎
 波田野遞因
 後藤 恭巖
 花村久之進
 齋藤 將人
 渡邊 曜朗
 田北 キク
 二階 榮
 重富 法光
 中所 元雄
 馬庭 彦一

目代區、中津江區、椎原區、上野區 吉田市左衛門
 中ノ倉第一區、同第二區、松本市區
 船津區、無田ヶ原區
 鶴江第一區、同第二區、香川津東區
 同西區、同南區、同北區
 前小畑第一區、同第二區、小畑浦第一區、同第二區後小畑區
 越ヶ濱第一區、同第二區、同第三區
 同第四區、同第五區、同第六區
 沖原區、霧口區、濁淵區
 金谷區、椿町區、雜式町區
 河内區、笠屋區、大屋區、青海區
 東木間區、西木間區、北木間區
 山田第一區、同第二區、玉江第一區
 同第二區、同第三區
 玉江浦第一區、同第二區、倉江區
 小原區

片山 岩根
 山本 公房
 石井 長一
 岸田 雪城
 平野 チヨ
 陽 冬藏
 國司 武若
 吉岡 龍一
 武田 タカ
 齋藤 金祐

◎長門峽入峽者調

本年四五月長門峽入峽者人員左の如し
 月 別 引返人員 萩町下り 萩町より 計
 人 員 逆行人員

四月中 五二三人 一六〇人 六〇人 七四三人
 五月中 五三〇 五六二 四七一、一三九

◎「時の記念日」に際して

(河野 生)

毎年六月十日を「時の記念日」として大正九年文部省
 内にある生活改善同盟會が主唱者となり之を全國に
 宣傳し大に時間尊重定時勵行を鼓吹し始めたのであ
 る更に翌十年からは時に關する功勞者をも表彰して
 之が實行を奨勵される等洵に結構な行事である
 さて何故に六月十日を「時の記念日」としたか、それ
 は今より千二百六十一年前 天智天皇の十年始めて
 漏刻といふ水時計を天文臺に備へ付け鼓鐘を打つて
 時報のことは行はせられた大切な日に當るのである
 其の當時の時刻法は一日を十二辰刻とし、鼓鐘を打
 つ數により時を報じたもので即ち夜半に九つ打ち、
 八つ、七つ、六つ、五つ、四つを打ち正午には更に九
 つ打ちそれから一つづつを減じて四つに至るのであ
 った、徳川初代家康の時代になると江戸に於て明六

つ(夜明け)暮六つ(日暮れ)に太鼓を打ち、二代秀忠
 の時に至つては毎辰刻に時を報ずることになり太鼓
 を廢めて鐘に代へた、即ち徳川時代に民間にて行は
 れし時刻法は夜明けから日暮れまでを六等分し六つ
 五つ、四つ、九つ、八つ、七つの六辰刻となし、又
 日暮れから夜明けまでを六等分し六つ、五つ、四つ
 九つ、八つ、七つの六辰刻として毎辰時に鐘を打つ
 たのである

明治になると同五年十月に改曆の詔が出て太陽曆を
 採用することになり同六年一月から之を實施せられ
 今日如く晝夜を二十四等分となし午前午後に分け
 られたもので明治廿一年には標準時を定め兵庫縣明
 石附近を通る東經三十五度の子午線の時を我國一般
 の標準時と定められた是は英國グリニッチ時より九
 時間進みグリニッチ正午は我標準時の午後の九時に
 當るものである明治二十九年には從來の標準時を中
 央標準時として新に臺灣と澎湖島との中間を通過す
 る東經百二十度の時を以て臺灣澎湖島並に八重山及
 宮古列島の標準時と定め之を西部標準時と呼ぶるこ
 とになり中央標準時より一時間を後れ、朝鮮は明

治四十五年から中央標準時を用ひることになつた満州へ旅行するものが鴨綠江を渡るときに時計を一時間違らすのはそれが爲である。現代吾人の生活上に能率増進の聲が八釜しくなるに連れ時間の勵行が高潮せらるるにも拘らす之を未だ實行されないのは時間尊重の觀念が徹底しないからである。一度び時という空間が過ぎ去れば再び永劫に取返しのかないものである仕事の如きも不規律であつて働きのやら遊ぶのやら分らない昔の時代ならいざ知らず現代の國民は其の生活が常に優勝劣敗に依つて左右せらるゝ今日時間尊重の念に乏しく時間の經濟的利用に注意しない様では到底勝者の地位に在ることは出来ない。

吾人はこの「時の記念日」を單に六月十日のみの行事とせず之を機會に何所までも時間尊重の實行に依りて社會改善の眞に意義あらしめたいものである。別記萩商業學校生徒の町内商店にある時計の調査を試みたる結果は何を物語るものであらうか。毎年の此の試みは吾人に何を教ゆるであらうか。因に我國で正午を報じた「ドン」は明治三年萩町大

字川島梅田牛雄氏の嚴父信房翁（梅田寅次郎信房後に信房と稱す）が大坂城に於て始めて御用命を蒙り後明治五年かに東京で打つたのが始めらしい。そのときに使用した時計が今に梅田家に傳はつてゐる、この事蹟に付ては在京の村田峯次郎翁が現に研究せられつゝあるとのこと。

◎時の記念日に際して町内商店にある時計の調査

萩商業學校

六月十日時の記念日に際し、時間の尊重と其の正確を期する意味に於て同校生徒をして二十一班に分ち市内の主なる二十一箇町筋に當たる商店を訪問せしめて其の趣旨を宣傳し時計を検せしめたる所時間の正確なりしもの僅々三十二パーセント弱に過ぎず其の成績左表の如し

班別	調査方面	訪問軒數	時計の正確なるもの	時計の不正確なるもの	時計の停止せるもの	時計の無破損の修理中のもの
一	瓦町吳服町	四	三	一	一	一

二	惠美須町	七	三	三	一	一
三	西田町	三	二	三	一	一
四	米屋町	五	三	三	一	一
五	熊谷町	六	四	五	三	一
六	上下五間町	八	三	四	一	一
七	濱崎本町	八	三	四	六	一
八	濱崎新町	一三	三	七	八	六
九	東田町	四	二	三	一	一
一〇	雜貨下筋	二九	七	七	四	四
一一	吉田町	二七	三	四	四	一
合計		一、〇〇〇	三三七	五九七	五三	七

◎行路病人收容

本年三月より六月迄の間に於ける行路病人及同伴者取扱の状況左の如し

種別	本年	籍地	性別	氏名	年齢	收容の日	備考
行路死亡人	不	明	男	中村 米吉	五十七	四月三日假埋葬	
行路病人			男	森島熊次郎	七十四	三月二十日	五月二十七日死亡
行路病人			男	和田 寅松	七十九	六月十日	六月十二日死亡
全			男	矢野 專作	四十七	六月廿八日	六月二十八日死亡
行路病人同伴者			女	坂上ハツコ	二十六	全	矢野專作内縁妻
全			女	坂上ツヤ子	四	全	七月三日出發

◎都會熱にうかさされる農村の婦女子を矯正

宮城縣の松島女子青年團が弊風一掃に奮起

近年農村婦女子の扮装が華美となり思想また輕浮に流れこれを男子青年團訓練所等の恪勤精勵の動作と比較して甚だしく將來を憂慮されてゐる娘を持つ親達がともすると男女共に立ち働く勞役すがたを厭ひ昔ながらの美風を根底から破壊し苦面してまで女學校裁縫學校とさうした智育技術のみを走らせるために、彼女等はまた都會のモガ風模倣にのみ浸り只管流行を追ふ傾向となり、末は自ら耕農への縁組を忌避し都會に嫁ぐ事にのみ汲々する有様となつて來てゐるが、かかる現状を根底から矯正して行かうと振ひ立つたのが宮城縣松島町の女子青年團である。新任團長武者つ子女子は孟宋の婦道をあくまでモットに時代に順應した農村主婦をつくり實際生活に力量ある婦人をと就任以來名士の講演會は勿論、農村の副業獎勵、家事經濟方面の講習會を開き着々成績を擧げてゐるが、わけても同町は四季遊覽客の足繁

きだけにこの軟弱にして華美な扮装の傳播感染を極力防止することに規約を固め勤勞節約にと鞭撻して來たので町内の女子は風儀禮節見るべきものあり、去る十九日松島小學校に開かれた「農村パン製造講習會」の如きは麥食獎勵の叫ばれてゐる今日まことに時宜を得たものであると親達からもよろこばれて居る。

◎公人及私人

機關學校生徒、福岡縣直方小學校教職員兒童五百二十名。吉敷郡阿知須小學校教職員二百名、下關小學校兒童三百三十名は史蹟見學の爲六月二日來萩

武久、柳井兩本縣農林技手は山林大會開催の件に付六月五日來萩

日本フォード自動車株式會社自動車宣傳隊十數臺を連ね六月五日來萩代表者山本社員町衛に林町長を訪

問

上田鹿兒島縣女子師範學校長は史蹟見學の爲六月六日來萩

縣立山口高等女學校教職員生徒、野田高等女學校教職員生徒は史蹟見學の爲六月六日來萩

本縣青物市場協會は六月十日其の研究會を町衛に於て開催午後會員一同史蹟見學を爲す

九州日報社視察團員七十名は史蹟見學の爲六月十日來萩

野村長野縣本郷小學校校長並森藤同縣泉野小學校校長は史蹟見學の爲六月十一日來萩

原田縣屬、岩根考査員は長門峽發昌寺敷地調査其の他の件に付六月十六日來萩

清水谷本縣學務部長は明倫小學校に於ける美禰、大津、阿武三郡小學校校長集會臨席の爲六月十八日來萩

加藤山口地方裁判所檢事局檢事は萩區裁判所檢事局兼務就任挨拶の爲六月二十日町衛に林町長を訪問

橋本山口高等商業學校講師は夏季學校開設の件に付六月二十日來萩

谷東萩驛長は新任挨拶の爲六月二十二日町衛に林町長を訪問

境野黃洋文學博士は佛敎講演の爲招聘され六月二十三日來萩

高橋秋田縣立大曲高等女學校校長は史蹟見學の爲六月二十六日來萩

衛生

● 氣の弱い子特に注意

不良性になりやすいもの
 之れからは夕の涼風に誘はれて青少年は夜の戸外を好む様になります。これに目を付けて不良少年は横行し少年犯罪は日一日と増加して行くのですが、此の不良少年少女に白痴者は少く精神薄弱者が非常に多いのであります。精神薄弱程度の軽症である魯鈍者にあつては徒らに自己評價が高くてしかも判断を下す方向が不良であるから一旦不良行爲に對する最初の抵抗力が破れて犯行をするに至りますれば、その智力は常に道德的缺陷を擴張するのに應用されるばかりで累犯又累犯を重ねて監獄は犯罪の大學であるといふやうな言葉はこの種不良少年にとつては如實に現れ、かゝる不良少年は益々狡猾の程度が加はつて遷善の見込みは到底ないのであります。何れにしても精神薄弱が無二の犯罪の培養基であるといふ事は少年犯罪に於ては間違ひないのであります。故に親にして吾子は精神が薄弱又は意志が薄弱であるを見て取つたならば不良の結果にならない前にこ

れを矯正する様に努めねばなりません。然し精神を鍛鍊する場合に於て子供に恐迫觀念を持たしめるやうな方法や、子供を頻りに束縛するやうな方法は宜しくありません。出来るだけ子供自身の自然の心持を保たしめながら精神薄弱を矯正して行くやうに努める事が必要であり、又努めて誘惑のありやうな場所には絶對に入らせしめない様にする事が必要であると思ひます(少年保護司保美駒藏氏談)

● 今が子供の罹病期

乳兒の胃腸障碍や疫痢になる原因は
 今は丁度春と夏の間で天候、氣温ともに不順で殊に六月に入ると入梅でいやな雨續きになり、さかしく健康を害されがちで乳兒幼兒は特に思ひもよらぬ病氣になることがあります。一般に時候が暖かくなりますと咽喉が渴くものです、ところが赤ちやんは言葉が出ませんので渴くまゝに乳を飲みすぎます。母乳育ちの子は特にそれが甚だしく、その結果は消化不良になるのですから、まづ母親は規則正しく、

たとへば生後二ヶ月くらの乳兒なら一日六回が適當で夜間は控へ目にすべきです、定めた時間外に乳を欲するときは番茶か白湯を與へるとよいのです。なほこの季節は脚氣の起りやすいときで、もし母親に脚氣があると急激な衝心を起します、たとへその症状が表面に見えなくても、その子が脚氣になる場合がいくらかあります、たとへば顔が蒼白となりとさく／＼乳を吐き、わけもなくむづかり、小便も常より少く、それに便秘でまた青緑色の便があります。これが脚氣の症状で、それにうめいたり、上脛が下に垂れ、聲がかすれたりするのはかなり病勢の進んだもので心臓が弱つて來ると危険です。それから三四歳の幼兒の間食についても特に注意し、必ず食事の時間を一定し煮養きしたものを與へねばいけません、なほ幼兒はよく寝冷ねを起します宵の口は暑いので薄着をしたりふみ脱いだりして眠りますそれが夜明になると急に温度が下つて寝冷を起しいろいろの病氣の誘因になります

人事

● 萩町の人口動態

婚姻 離婚 出生 死亡 死産
 昭和六年六月中 五二 七 七五 六四 五
 一月以降累計 三三四 三四 六九一 四六八 二九

● 六月中出生届出の者

○印は萩町に本籍なき者

區名	戸主の氏名	死亡年月日
越ヶ濱	庄藏長男 植村 政男	昭和六年五月三日
青海	誠三孫 山本以津子	同 五月十一日
川島	シモ孫 土田 涼子	同 四月三十日
倉江	甚藏七男 岩崎 三郎	同 五月二十日
玉江	平左衛門孫 石本菊代	同 廿七日
越ヶ濱	時一從姪 藤田 正子	同 廿六日
下五間町	好五郎長女 福田佐嘉恵	同 十八日

南片河町	亡耕作孫	伊藤	幸一	同	廿三日
河内	光藏五男	杉山	德一	同	廿五日
江津	和作二男	莊原	誠	同	廿一日
船津	美徳孫	鈴木	利昭	同	廿三日
玉江浦	彌次郎甥	山崎	光夫	同	廿三日
堀内	嘉市郎孫	河村	妙子	同	廿一日
越ヶ濱	倉松孫	杉本	民江	同	廿七日
大谷	良三孫	金子	俊彦	同	廿六日
中ノ倉	徳次郎孫	天谷	モトコ	同	廿一日
平安古町	市藏五男	中野	章	同	廿五日
越ヶ濱	三二二女	藤田	トシエ	同	廿八日
濱崎町	千代松孫	井町	一夫	同	六月四日
大谷	金作孫	好川	藍子	同	五月廿六日
北古萩町	徳藏孫	萬屋	亘	同	廿八日
大谷	金作孫	好川	緑	同	廿六日
中ノ倉	スエ孫	岡	テル子	同	六月四日
松本市	惣吉姪	桂	郁子	同	三日
今古萩町	梅三郎長女	福原	稔子	同	五月廿四日
土原	正孫	石川	淨	同	廿六日
玉江	作槌孫	窪田	堯子	同	六月三十日

玉江浦	七五郎孫	惠美須屋	久代	同	廿八日
倉江	光太郎九男	柳井	光太郎	同	廿八日
椿町	庄藏三男	赤木	忠雄	同	三十日
椿町	懿亮姪	○十田	悦子	同	六月一日
中ノ倉	龜二男	大谷	茂	同	六月六日
熊谷町	元助長男	長谷	英一	同	六月一日
東田町	清治長女	吉田	千枝子	同	十二月
越ヶ濱	六藏三男	秋丸	龜吉	同	二月
東田町	純一長女	長宗	緑	同	五月十八日
土原	三吉長女	柴田	貞子	同	六月四日
川島	幹一孫	重藤	宜弘	同	五月五日
津守町	初藏三女	弘田	トノ子	同	六月一日
古萩町	清次孫	水野	興二	同	三日
御許町	聞象長男	田村	力	同	五月一日
北古萩町	貞一弟	和泉屋	和子	同	六月三日
玉江浦	市松甥	中本	忠二	同	五月六日
沖原	盛次孫	竹内	和子	同	十八日
濱崎町	與太郎孫	安藤	澄子	同	六月三日
椿町	直次郎孫	大山	季子	同	十日
橋本町	初作孫	長野	啓子	同	五日

江津	誠之孫	久保	明子	同	三日
無田ヶ原	末藏二男	玉屋	敬一	同	五月卅一日
江津	滿夫孫	栗屋	三郎	同	六月四日
香川津	マチヨ孫	久保田	英夫	同	六月十一日
江津	直武七女	篠田	延子	同	六月二日
御許町	治郎一孫	山本	浩子	同	四月
濱崎新町	榮松三女	大島	京子	同	十日
米屋町	又三郎孫	藤井	越子	同	七日
松本市	良材孫	重見	文子	同	十日
浦小畑	曜三姪	仲	直子	同	十一日
濱崎新町	留市三女	三浦	菊枝	同	六月六日
中ノ倉	總右衛門孫	佐伯	清次	同	十一月
木間	清一甥	有田	新五	同	十一月
浦小畑	幸吉孫	油谷	賀津子	同	六月十六日
鶴江	菊松長男	天滿屋	喜佐男	同	六月十五日
河添	元一長女	金崎	文江	同	三月十八日
川島	正熊庶子男	○末岡	勇	同	六月十五日
惠美須町	信清五女	熊野	登喜子	同	十月
北古萩町	知長女	板藤	昭子	同	十月
江津	重一三男	山本	康弘	同	十月十四日

惠美須町	亡護一孫	藤井	哲雄	同	廿四日
河内	喜右衛門孫	田村	半作	同	十六日
金谷	長熊孫	田邊	智恵子	同	十七日
小原	龜槌二女	志賀	タネ子	同	十八日
惠美須町	次郎長男	田中	寛治	同	十九日
川島	俊伯二男	高州	正伯	同	十三日
倉江	清甥	深井	直正	同	一日
無田ヶ原	伊勢松長男	緑野	忠彦	同	二十日
後小畑	正敏四男	前田	收	同	廿三日
香川津	七五郎六女	中澤	美智子	同	十九日
椎原	伊三郎姪	鈴木	富子	同	十五日
御許町	龜藏孫	吉本	壽子	同	廿三日
樽屋町	義亮四男	○川村	萬吉	同	十七日
椎原	安雄孫	○松村	俊介	同	二十日

◎六月中死亡届出の者

○印は萩町に本籍なき者

區名	戸主の氏名	死亡年月日
上野	勇吉妻 中村 ミツ	昭和六年五月三日

差押標示損壞
地方競馬規則
計 違 反

二 | 一 |
九 | 一 |
一 | 一 |
六 | 二 |
七 | 八 |

雜 事

●夏蜜柑の喰へ方

◇脚氣豫防にもなる

(東京國本新聞記事轉載)

夏蜜柑の出盛りとなりましたがしかし夏蜜柑は由來名を聞いただけでも口中が酸っぱくなるほどであり珍重されなかつたが食べ方によつて獨特の風味があります。それに多量のビタミンCを含んでゐるので夏向らしく脚氣病豫防に特効がある一日に一個乃至一個半の夏蜜柑を常食するとどんな難症でも必ず全治するといはれてゐる。しかし、夏蜜柑に限らず酸味の多い果實を常習的に嗜好する時は齒の珞瑯質を徐々に溶解する恐れがあるから注意しなければ

いけない酸味の強い果物をとつたあとで「齒がウク」とよくいひますが、これは齒の表面の珞瑯質が強い酸に犯されるためであります。これを防ぐには砂糖を加へて酸の力を弱めて食べればいゝ。しかし砂糖をつけて食べる人があるが、これでは夏蜜柑特有の強い酸味と砂糖が飽和しないから甘味と酸味が別々に舌にくるまるから甘くない。だから、一番おいしいく頂くにはなるべく大きな水氣のありさうなのを横に眞つ二つに切り一人前半個として、まん中をわぐり取り、袋と果肉との間に庖丁を入れ、取出しやすくする。そして茶さじ三、四杯の白砂糖を入れてしばらく放置して糖物と酸がよく調和して程よくなつたところでスプーンですくつてたべる。安つばい蜜柑もかうすれば立派に客にも出せるし、却々隅にかけて食べるのもよからう、ブドウ酒と砂糖をかけたのも上品な風味があります

●豆腐の見別け方

しかし餘り煮つめると巢立ちか硬くなつて風味を害しますから温まる程度にしなければなりません。

◇調理前に水に浸す

夏分に最も腐れやすいものと云へば豆腐もその一つであります尤も腐れやすいから豆腐と名付けられたものかもしれません。そこで豆腐は出来るだけ新しいものを使用しなければなりません。豆腐の新しいもの且つ良質のものは形が完全で肌が細かいものであります。そして色澤が純白で光澤があります。質の悪いものは黒味を帯びて居ります。又黄色を帯びてゐるのは腐敗に近づいてゐるものであります。特に注意せねばいけません。なほ餘り硬いものはよろしくありません、それは味がよろしくありません。反對に餘り柔かなのは調理する場合に不便であります、豆腐は買つて來たなら冷水に浸して置くが良いためです。豆腐には製造する際の苦塩汁が幾分残つて居りますから水に浸して置き時々水を取り替へると苦塩が抜けます。酸味のあるのは決して使用してはいけません。元來豆腐は植物性の蛋白質が多く、他の澱粉の腐敗よりも危険です、又衛生上から云つても味の上から云つても特殊の場合を除き調理の際一度湯通しするが安全です、

●正 誤

前號雜事欄「改正税法に就て」の内左記の通正誤す (編輯者)

六十五頁下段二行目

現在地租税額とあるを現在地稅總額に訂正

下段十二行目

九月一日より三十一日限とあるを九月一日より三十日限に訂正

六十六頁上段四行目

負擔をすることになりとあるを削除し、負擔して來て居るものが何れの點より觀察するも正當である負擔をすることになりを挿入

上段十六行目

百分の二、二千圓とあるを百分の二、二千圓に上段十七行目

分の二、二千圓とあるを分の二、二千圓に訂正

●萩町日誌

(本月報登載のもの)

六月一日 町衙に於て越ヶ濱各區長を會し公益質屋

に關する協議會開催

三日 町吏員及萩稅務署員の第一回腸チブス豫
防注射施行

八日 宮崎助役著任登廳し吏員一同に就任の挨拶を爲す

九日 宮崎助役は就任挨拶の爲官衙學校關係方面を訪問せり町衙に於て阿武郡竹工組合役員會開催

十三日 原田本縣地方課長は宮崎助役と共に木間小學校を視察

十六日 宮崎助役出山

十七日 町衙に於て癩病根絶期成同盟會設立に付協議會開催

十九日 本日より二日間町衙に於て阿武大津兩郡

戸籍事務協議會開催

二十日 椿區毛利家所有山林一町歩余焼失

二十四日 町衙に於て青年訓練所總動員に關する協議會開催

二十七日 今古萩町區に於て行路病人發生町立救護所に收容

二十八日 元東萩驛長送別會を町公會堂に開催出席者八十名

三十日 町衙に於て戸數割賦課に關する協議會開催

◎昨年の今月今日

六月一日 大屋區觀音橋落成式舉行

二日 軍艦阿武隈入港

玉江浦和船競争舉行

三日 軍艦阿武隈艦上に於て海軍點呼執行

六日 玉江浦青年團總會

十日 林町長軍隊慰問の爲出山

二十日 阿武郡農業教育研究會を明倫小學校に於て開催

二十二日 祭式講習會を春日神社に於て開催

二十三日 本日より各區に涉り戸數割賦課協議會を開催

二十七日 豪雨あり河川増水

二十八日 美禰線上り列車三見村に於て脱線、顛覆死傷者ありたり

二十九日 阿武郡三等郵便局長會議を町衙に開催

三十日 町會開催

◎納税のすゝめ

本月の税金は國稅所得稅第一期及縣稅同附加稅、縣稅家屋稅前期及同町稅附加稅と町稅特別稅戸數割第一期分の五種でありまして其の納期は本月に限り二十七日であります尙左記の通出張徴收を致しますから多數御利用下さい

木間小學校

山田信用組合

玉江浦説教所

椿信記組合

椿善信用組合

積善信用組合

鶴江公會

小畑浦公會

越ヶ濱上水道事務所

昭和六年七月

萩町稅務課

◎敢て町産業技術員の御利用を望む

萩町の産業を増進する爲町の專屬技術員として普通農事一人果樹園藝一人林業一人水産業一人養蠶業一人の外に囑託技術員として普通農事一人を置いております是等の人達は全く机上の仕事をする者では無く町内當事者各位の奉仕せらるゝ夫々の事業に就き實地の指導を爲すことを以て本體として居るものであり皆様が之を御利用下さいればこそ萩町の生産業を進歩齟達せしめ得るのでありますから今後は御遠慮なく關係の區長役場を経て其の旨をお申出下さい勿論町當局としては出來得る限り御希望に副はしむる様致します敢て御利用を望む
尙は右技術員の人達が町内を巡回の際皆さんの田畑園地其他林野等の施設振りにつき氣付きたる事項あるときは約葉書大の厚紙に其の要旨を認め看易き所に之を掲げ置き御注意を促すこと、致しておりますから右様御承知置きを願ひます

萩町 勸業課

稟告

萩月報の使命とする所は町民諸子をしてより多くが自己の町勢を理解し率て以て愛町の觀念を旺盛ならしめむとするに在り換言すれば本月報をして町民諸子の自治制度上に於ける常識として唯一無二の絶好讀物たらしめ相倚りて町將來の福祉を増進し所謂町格を向上せむことを冀ふものなり。

幸にして發行以來年と共に購讀者數を増加し編輯上其の責任の重大なるを感ぜらるゝにより今後は一層登載事項の蒐集選擇に力を注ぎ以て讀者各位の期待に副はむことを欲す之を諒とせられむことを。

萩月報編輯者

發行要項

- 一、發行 毎月一回十五日發行
 - 一、購讀料 一ヶ月金 拾八錢(郵稅共)
六ヶ月分 金 壹圓(同上)
一ヶ年分 金壹圓八拾錢(同上)
- 昭和六年七月十三日印刷
昭和六年七月十五日發行

編輯兼發行者 萩町長 林 勇 輔

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印刷者 荒瀬 徳 治

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印刷所 信清舎印刷所

發行所 山口縣萩町役場

編者(座下)四二七三六番

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十一番地

取次所 藤川書店

萩月報

昭和六年七月十三日印刷納本
昭和六年七月十五日發行

昭和五年五月六日
第三種郵便物認可

毎月一回十五日發行 第四十號